御狩日記

道

典故

夢 二百九十三函

第五

共五

内閣文庫
和書
類 三三四
號 一四
冊 五
函 三五
架 八

内閣文庫
和書
類 三三四
號 一四
冊 五
函 三五
架 八

和書
三三

内閣文庫
番號 和 33414
冊數 5 (1)
函號 153 243

153-243

国立公文書館
National Archives of Japan

一寛政七乙卯年三月小金原ゟ於ゝ出鹿狩
有ゝ之獲物數鹿百九ツ内市五ツ市子に
入出陽而四ツ猪六ツ狐三ツ狢三ツ狸七ツ
兎九ツ雉子七羽以上百三拾二

日本政府圖書

小金原御狩場略絵図

断り不茲書きを以享保十巳歳
御試の書あり後寛政七卯歳
三月御狩の折其侭を用ひ
享保十一年午歳云々

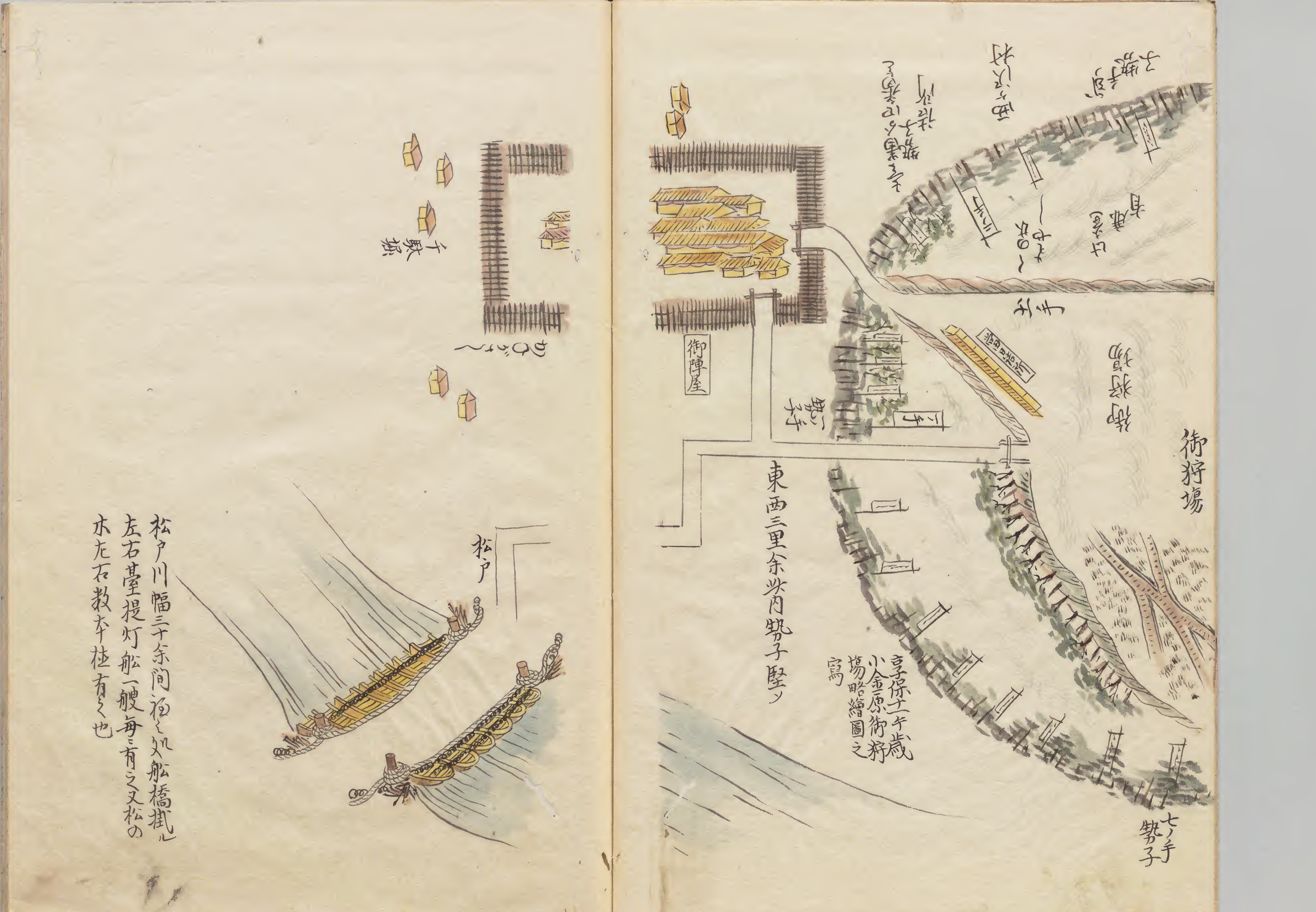
御狩場
享保十一午歳
小金原御狩
場略繪圖之
寫
東西三里余ノ内勢子堅ソ
一ノ手
勢子
七ノ手
勢子
御陣屋
千駄堀
松戸
松戸川幅三十余間程之処又舩橋掛ル
左右臺提灯舩一艘毎ニ有之又松の
木左右数本植有之也

御特日記一

小金原御特場ニ御分覽書

享保乙巳春二月の末ツ方　作者未詳

東海春日記　御特の儀遊ハ　御城のゝ事なれ共

御庫特の儀遊ハ當春　御特之ゝ者共

先彼此ゝ御出張ニ御小網ゝ役ゝ内仕下出役　作者

伊右衛門　大沢八右衛門　浦上孫太郎　右之人数

御庫特御用頭取ゝ仕　作者伝兵衛

ゝ者ゝ御相定の者なり　御庫特ハ遊興乃

ため之行〳〵とも武備を習ハせの大要たる
方ゝや法役人義に出役人
廉実留中家業ハ中上〳〵由役取扱人奉重
大久保作淡路守ニ藩年中達し夫分法役人
義ニ出役番所ニ於中渡ハ名書附差上ル
其後馬達者ニ対し退役騎馬ニ対し義差量し
番りハ者撰出すべきのよし役取扱人ニ
奉りて御廉相立番所ニ出勤〳〵出役番
の番所同〳〵組所　御本藩三〳〵
御指出番〳〵同藩馬徒勤所〳〵面〳〵率

ひて騎馬徒勤の儀大略ハ番所組所中撰出ハ面あ廉芝ハ
ハ番出番〳〵番所組所中撰出ハ面あ廉芝ハ
出番

面あ御つ廉芝の内ニて相集〳〵名中鑑ハ面則
彼地ゟ出て騎二篇宗義ニ馬上〳〵徒〳〵御
所ニ人検分を遂ハ其甲乙を以味〳〵上退役
藩馬の人数相定り御二〳〵御地出番人元分数の人数
なく退役藩馬と出勤者ハ御本藩御番人初メ
退役藩馬出勤〳〵流れ有りと云共御番人初メ
御本藩馬出勤〳〵相りこれハ武時〳〵撰分ニハ其出番
ハ

同き三月廿七日天晩晩見別御使物別支間相〳〵
中地牧ニ為廉特
御成御道筋別

法令御拵之事為　　寅刻ヨリ小荷

御上り場ニ居　　御馬上ニ成遊ハ顕毛

松平淡路守ヨリ献上之清馬也　　御裏米菖蒲沒乃

今日献上清馬之事　　石ハ

清ゝ之清馬之事　　御馬先之清馬也　　御小紋

木綿清絵縅の毛天鵝毛の長さ三尺ヨリ御徽猷公御禮なり

綱代のあやい笠　御腰ハ白き　清家幣もと

清さし　弦遊ハ　御刻ヨリ松宇　御小休ニ居

御　　御帯袴　　馬ハ先ハ二ツ　　矢ハ腰さしよさし　　伝きもわ

あやい笠小袖の上ニ白の上ニ付ル　　ろの

して裏毛毛毛毛ハ　　刻合ものの乃腰と用ひ　　ハ

小ハさし　　ハ

御行列出る　　村ハ清水ハ　　小金　清水　　清水

笠ニ付ル　　刻ハ　　御迎ハ　　松下ハ

刻限ハ　　辰刻　　御立場ニ居

御騎射　　二ツ　　村道入口ハ　　御先ニ　　清道筋

二ツ　　村道　　馬上ニ　　ハ

戸西村ハ　　戸ハ　　おゐて清供ゝ騎馬稽古ゝ

西ゝ　　延命寺ニ　　騎馬ゝ流也

御目見ハ　　表四列紙

御其後　　御立場ニ居

御巡見　　御遊ハ　　御飛脚

石ゝ外麻布多ゝ　　ハ付ル

御立場ハ南向　　御特振りハ

ゝ丈八尺ゝ　　平ら方ニ丈ゝ　　高欄也

立ル方ヲ揚ト唱ヘラル　御座而ハ

御立場乃下ニシテ白地ヲ染テ御紋ヲ

出シ　ニ　ハ　貢　ニ　ル　　御後ノ階ヲ上レハ

右ニ方ヲ押立其前ヲ　御座而ヲ擬テ

帷幄ト張リ薄緣ノ畳ヲ敷ニ側ニ

ハ　御　拓　武　布　白　横　一　幅　長　九　尺　半

なるを半ヲ付て右ニ折リ引ケ来て貝殻

数人ヲ右ニ　ハ　仕　義　　御合図のためなる

通シ其下の方ハ縄細ハ白麻ヲ張リ

右の方ハ芋細ハ白麻ヲ張る右合て七八百

間半なり其前の方ハ松の木ヲ以ケ而ニ植て

右左百間　騎射ニ場而ヲ一旦引退後馬場前の

数ヲ設リ列卒ハ七ヲ以作リて前日より

御立場乾の方日蓋村ヲ一の手の受場ヲ

ニて支ケ小東南西ニ旋らして七の手ハ

紙蓋村ヲ以列ヲ立リ其間逆井村高柳村

栗蓋村中沢村及蓋村等一番ヲ九拾

八番ニ二百間ヲ去テ宛射抗ヲ去テ宛射抗則一ノ列卒居ニ

其百間ヲ去ル所余其次二ノ列卒居ニ八所

ヲ以ケ設ケ二ノ列卒居ニ其次八所

定ニ列卒居ヲ立て村ニの手ヲ分ち或ハ列卒

杖を持しめ又い戸板を拵へて廉のまれさる
やうに後ろより丈人外の方ハ村人長をふして
北西ハ利根川の端より上野の方南東ハ下野の
方より西村伝へも茂林深草の間より猪廉を
猟おし御猟場に追入れ長兵衛の列卒た
廉を開きて毛間に入まして其外を囲み塞き
或ハ伏列卒を用ひたり伏列卒ハ廉の外に
もれんとまるよい猟るきこと〳〵外に小出を又ハ
捷おとして其後又便りて間の方より列卒を出しよ
なり村人長も各主和を追法ひるハ列卒に加り
二重三重に囲を固くまと後附の面〳〵ハ

御立場の前に行り網のを右の方ハ御小性組三組
左の方ハ御書院組三組其内番乃妻部ハ右
纏藩を立て更くの組を分り御小性と竹竜
振て組くの表ちるたり其組藩馬の面〳〵に乗りて
白赤又ハ黒ませるの羽織を用ひ長ハ兼而
御定めの組指おのいろ〳〵なり
御立場の向ふ武拾町半を隔て追鉄藩馬組
と後〳〵る鉄の追鉄藩馬〳〵ハ表ち番藩馬
乗〳〵用ふおて馬達者なるに撰ひ其外
徒侍人或ハ奥向の面〳〵奥向〳〵流平ハ新

新徴組と同様と主張致候　仰付ハ
長又ハ徒士番新徴組ハ更に一組指揮の長ふ
任ひて組織とす　歩兵ハ銃隊の組織
と異し奥向乃業ハ相撰と云きものとして表と
せり徽章ハ奥向一組ハ白き紙表向黄と
歩兵人合せて二組ハ黄色紺色の紙
行進ハ麾を振りて一組切に分ちて
用ふる日方日維七月の列卒教令書百六条
と定められしとも村々の市旗或ハ糧食
又ハ見掛の老少婦集りて大概三三万人も

有りしに新取の三人浦上弥四郎ハ陽対と称し
佐伯ハ佐藤ハ相馬ハ分隊下者仮作戦侍衛
以上三人也　各歩士を下知して　御出馬
西南北の惠列卒の囲を合せ又ハ追至り
陽馬の列を交りて主君を護し奉る
右三人の新取へハ京都馬を　得ないり
其上細代のわやいを下し給ふる是ハ
御用を立て張為　石ハ前見分ちやもきい
ためなる為　是を好て
御立場の見の考使へハを合景として
新取の通く下知を加へ列卒の書を試き

矢壷を立又ハ壷に矢張地の者既に組
仆倒して張地組仆なしと故ちて麻を退散
何連も踏張の場所なく麻を八退散
と兼ねて定らる列卒分退入たる麻を八退散
殘馬を以て先を遮り後を閉ぢて
御立場前へ　御立場前へ
御立場前へと退出既に
出ゆえ五て西洋番の殘馬長函と乘加へ
益　御立場に近く退入れば此時右者
二組一二三番く次第
御立場より
洋招きに白布と振て合図の太鼓
代く退入に諸組も組仆の場所にて退出中に左
り孔雀
麻のあるまいく駆者五百三百歩群〳〵
より後て右の六組に組入孔れ打交りて或八組へ
退入事或八寄合に組仆時の　御下知なく
依てとなり手円馬となり殘付るもの
多八おり立て殘付ハ退散殘馬の面くも
初八麻殘と口附く者より後〳〵一向（ひたすら）馬上
にてのこ麻と退ハ慶く漸く麻も多く
群を出ル方の列卒又退散されハ
名殘を馬にて取て或八寄倒又八寄倒ハ
是又兼方の　御下知なり行事殘付

廉くハ張く拵ふ号札と付て獲の伝ふ
拵た或ハ細ゆまりされ又ハ自ら乱れ
さる廉を必しゆ強付るゆ及ハ生たとへ
強付るといふとも称号札と付る事ハ
許されて十拵ゆ遠入遠廻ハ間ゆ
遠拵の廻く兼ゆ稼ぎ長ゆ多く流籠馬
の術を験ハ号多ゆ逢ひ馬多ゆ付て
対落されハ為ハ対遠馬強の流と相交り
強ゆ奇代の見れ初ゆてハ
御上様初より御馬と遊され　御番遠馬

数指遠法　長まるハ　御茶幣を打振て
かけ引の　御下知遠間なり　御先陣
有ハ御拵或ハ内意面張ハ者特来ハ　御馬乃
者ハ御下知を出させ　れハ時の
合図ハ用れハ其間ゆ　御輪ゆて廉ハ　御当ゆ
強遠ハゆ行ま　も長一強ゆて当りハ者　御獲
駿馬ハひ　元ゆ　御家拵ハ強遠ハ者
数ハ不相知ハ重間僅ゆ廉之張ハ拵
御側へ参合ハ仁廉札と付発中ハ由ハ姓名
別率の興張くゆ　せまり駿馬歩立の廻く或
まゝにと遠法ハ流細袋の内へ集り急ハ

廉大概数千疋義にて多くは降りより多く至り
はなはだ　御不知なるく細と切なるときはひとを
自ら御家聲を振えて退遊させ遊ばされ
人々も同しく多くたくさんと揚て退遊
中は何茂千義武遠しいつれ既よりして
御物手り江戸の別宅の図々と解させられ
手間　御立場にて為　入御前
義君様の御使者鶴菓伊吉嘉つを今日
天氣晴　清廉物　御機嫌能御法行遊
ばされ　伊豆屋三郎こ御菓子と献上
御昼餉　御酒肴別紙の通り
御膳部　但御陽の品付押鶴馬の面くへ遊ぶ鶴馬
義こ新鶴馬　御菓子　義君様御仕
進御菓子なり　玉屋
押鶴馬の業大小の差別なく一鶴六人
連よして　但番所組頭若年寄
りて一行よ繰出し　御目通りと馬上にて押
通りは二行よ押はは別く拾人迄還
御玄遊は御玄為松戸の紙橋と併の押鶴馬
通りは紙　上覧玄遊は松戸　御小休と
御供中へ義　押鶴て還　御子住より　御熱
弦為　石は附よ中の別半よりては御玄為別紙

八百三十二御先供の為へ百姓共かたぎ連れ出し大小馬
まて余年伏仕候迄還　御上長御番所へ
中山義山陣屋多くはひ　うた不及拵米百俵山
変進方いと急ぎ　他大獲　自然又ハ猟一ツ鹿八百
御十六日用稲号札中拵米庄番所猟の数
とくとくと遠くうろうろ

右御當日くハ作式之儀筆紙仕
乗馬くハ作式別紙日記ハ書記

作陸伊右衛門

享保十乙年　五月

国立公文書館
National Archives of Japan